

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。
なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成31年（2019年）3月1日

警察共済組合熊本県支部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託

(2) 業務に係る入札・契約担当者

警察共済組合熊本県支部（熊本県警察本部厚生課内）

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110（内線2796）

(3) 業務の内容

「平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成32年（2020年）2月28日（金）まで

(5) 履行場所

仕様書のとおり

(6) 入札方式

紙入札方式での入札とする。

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用とし、一人当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「検査業務－健康診断業務」に登録されている者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 熊本県内に本店又は支店(営業所)等を有すること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 - エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、「競争入札参加資格確認申請書」(別紙様式1)を提出すること。

(2) 提出方法

上記「競争入札参加資格確認申請書」を提出期間内(必着)に、郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年(2019年)3月15日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当者

(5) 確認結果の通知

平成31年(2019年)3月19日(火)までに書面にて通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当者において公告の日から平成31年(2019年)3月15日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札書等の様式の交付期間及び場所

1(2)の入札・契約担当者において公告の日から平成31年(2019年)3月25日(月)午後4時まで行う。

(3) 入札及び開札の日時等

ア 日時 平成31年(2019年)3月26日(火)午前11時30分

※ 10分前までには入場すること。

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部 2階 201会議室

ウ 入札書の提出方法

「入札書」(別紙様式2)(代理人が入札するときは、入札書及び「委任状」(別紙様式3))をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送によ

り提出を行うときは、平成31年(2019年)3月25日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当者へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に『入札書在中』及び『親展』と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に『再入札書』と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒中に「再入札書」(別紙様式4)を入れること。なお、再入札書の送付がない場合は、再入札を辞退したものとみなす。

(4) 開札の方法

入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない職員)の下に(3)イの場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。

(6) 入札の無効

次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 落札者がいない場合の取扱い

入札を2回行った結果、落札者がいない場合は、最低価格をもって入札した者に契約締結の意思を確認し、見積書を徴した上、随意契約する。

(10) 入札保証金

徴収しない。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、地方公務員等共済組合法施行規程第32条第1項の規定により、現金又は国債、地方債その他主務大臣が指定する確実な有価証券をもって、契約金額に本委託業務における受診見込人数(653人)を乗

じて得た金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に警察共済組合熊本県支部を被保険者とする履行保証契約を結んだ場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当者

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

(1) 問合せ先

入札の業務内容、仕様書、確認申請等の入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当者)

警察共済組合熊本県支部 (熊本県警察本部厚生課内)

電話番号 096-381-0110 (内線 2796)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託仕様書

1 件名

平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成32年（2020年）2月28日までの間

3 実施場所及び実施日数

別紙「平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断実施場所及び必要日数」のとおり

4 目的

この仕様書は、平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

5 健診項目

健診項目	内 容
診察	<ul style="list-style-type: none"> ○問診（既往歴、自覚症状の有無、服薬歴、喫煙歴等） ○身体計測（身長・体重・BMI・腹囲） ○理学的所見（身体診察） ○視力（裸眼又は矯正） ○血圧測定 ○検尿（蛋白・糖・潜血）
血液検査	<ul style="list-style-type: none"> ○肝機能（AST・ALT・γ-GTP・LDH・T-P・ALB・A/G比・ALP） ○腎機能（尿酸・尿素窒素・クレアチニン） ○脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール） ○糖代謝（空腹時血糖・ヘモグロビンA1c（NGSP）） ○貧血（赤血球数・白血球数・ヘマトクリット値・血色素量）
腹部超音波検査	肝臓、胆嚢、腎臓、膵臓、脾臓、腹部大動脈
心電図検査	12誘導心電図
胸部X線検査	デジタル撮影
大腸がん検診	免疫便潜血検査（2日法）
眼底検査	片眼（眼底写真）

6 受診見込人数

653人

7 健康診断日程

平成31年(2019年)10月から平成32年(2020年)1月頃までの間を実施期間とし、日程の詳細は委託者及び受託者において別途協議の上、決定するものとする。

8 健康診断の実施

(1) 実施時間

おおむね午前9時から午後4時までの間に実施するものとする。ただし、委託者が指定する実施場所では、正午から午後1時までの間は休憩時間とする。

(2) 実施方法

ア 受託者の施設以外において実施する健康診断は、事前に連絡担当係と協議の上、健康診断が円滑に進むように努めるものとする。

イ 受付業務は、受託者で行うものとする。

(3) 実施日の決定

受診者ごとの健康診断の実施日については、委託者において受診者が希望する受診日等を取りまとめた後、受託者が調整し、決定するものとする。

(4) 問診票及び採尿器の納品

問診票は、受託者で準備するものとする。

なお、問診の内容については委託者と協議の上、決定するものとする。

(5) 結果報告等

ア 個人結果通知書の送付時期

特定健康診査の「情報提供」も含めた個人宛の結果通知書を1部作成し、受診者へ親展により送付するものとする。結果通知書は、受託者で定める様式を使用するものとする。

なお、送付期限は、各日程ごとに健康診断を終了した日から3週間以内(ただし、平成32年(2020年)2月28日を超えることはできない。)とする。

イ 電子媒体による報告

受託者は、平成31年度(2019年度)の特定健康診査対象者(昭和20年4月1日以降生まれ～昭和54年3月31日以前生まれ)に係る特定健康診査の健診結果を厚生労働省が示した特定健康診査のデータファイル様式(XML標準形式)で作成し、電子媒体により報告するものとする。この場合、受託者はコンピュータウイルス、不正プログラムなどの感染防止のためウイルスチェック等の対策を行うものとする。

なお、報告期限は、各月の健康診断の日程が終了した日から3週間以内(ただし、平成32年(2020年)2月28日を超えることはできない。)とする。

ウ 業務完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、速やかに実施年月日、受診人数等を記載した業務完了報告書を警察共済組合熊本県支部長宛て提出するものとする。

なお、受診人数の記載については、特定健康診査対象者とその他の者に区分し、受診者名簿を添付するものとする。

(6) 連絡担当係

受託者の施設以外において実施する健康診断の連絡担当者は、各実施場所の総務課(係)とする。

(7) 産業廃棄物の取扱い

健康診断に伴い生ずる産業廃棄物は、受託者において適正に処理するものとする。

9 受診料の徴収等

受託者は、委託料のうち、受診者の自己負担額（1人当たり1,000円）を各受診者から徴収し、残額を委託者に請求するものとする。

10 その他

健康診断の実施場所までの受託者の旅費、郵送等に要する費用については、受託者の負担とする。

平成31年度(2019年度)警察共済組合熊本県支部
組合員の被扶養者に係る健康診断実施場所及び必要日数

実施場所	所在地	必要日数
受託者の施設内		
玉名警察署内	玉名市岩崎51番地	1日
阿蘇警察署内	阿蘇市一の宮町宮地4523番地2	1日
宇城警察署内	宇城市松橋町久具359番地2	1日
八代警察署内	八代市西松江城町11番40号	1日
人吉警察署内	人吉市西間下町1014番地	1日
天草警察署内	天草市今釜新町3530番地	1日

平成 年 月 日

競争入札参加資格確認申請書

警察共済組合熊本県支部長 様

(申請者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

平成31年(2019年)3月1日付けで公告のありました平成31年度(2019年度)警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託の一般競争入札に係る競争入札参加資格について申請します。

なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社更生法に基づく更生手続開始の有無 有 無
- 2 民事再生法に基づく再生手続開始の有無 有 無
- 3 熊本県物品購入契約及び業務委託契約に係る指名停止の有無 有 無
- 4 暴力団員又は暴力団密接関係者等の有無、暴力団又は暴力団員等との関係の有無、暴力団又は暴力団員等への利益供与の有無、暴力団又は暴力団員等の利用等の有無 有 無

入 札 書

	十	万	千	百	十	円
金額						

業務名 平成31年度（2019年度）警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託

入札公告、委託業務仕様書及び熊本県競争契約入札心得等関係規程の内容を承諾のうえ、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

*代理人を選任した場合は、委任状の代理人氏名、印を記名押印すること。

警察共済組合熊本県支部長 様

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に「¥」を付すものとします。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- 3 入札金額の表示は、円までとし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

別紙様式3

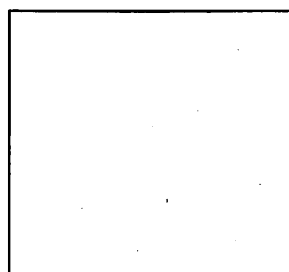
委任状

今般都合により _____ を代理人と定め、次の入札に関する行為の一切の権限を委任します。

業務名 平成31年度(2019年度)警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託

記

代理人使用印



平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

警察共済組合熊本県支部長 様

別紙様式4

再 入 札 書

	十	万	千	百	十	円
金額						

業務名 平成31年度(2019年度)警察共済組合熊本県支部組合員の被扶養者に係る健康診断業務委託

入札公告、委託業務仕様書及び熊本県競争契約入札心得等関係規程の内容を承諾のうえ、再入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

*代理人を選任した場合は、委任状の代理人氏名、印を記名押印すること。

警察共済組合熊本県支部長 様

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に「〒」を付すものとします。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- 3 入札金額の表示は、円までとし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

～入札に参加される皆様へ

「個人情報取扱特記事項を遵守することについての契約」について

警察共済組合熊本県支部では、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第13条第1項の規定に基づき、委託業務に個人情報を取扱う事務が含まれる場合は、熊本県に準じた「個人情報取扱特記事項」を遵守することを条項に含めて契約することとなりますので、事前に承知願います。